

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	「生命の尊厳」にも「人権」にも依拠しない<生の肯定>に向けて : 優生思想批判のための準備作業
Author(s)	後藤, 雄太
Citation	HABITUS , 28 : 35 - 50
Issue Date	2024-03-20
DOI	
Self DOI	10.15027/55067
URL	https://doi.org/10.15027/55067
Right	
Relation	



「生命の尊厳」にも「人権」にも依拠しない
＜生の肯定＞に向けて
—優生思想批判のための準備作業—

後藤雄太

(広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授)

けれど誰とて一度虚無思想に洗礼されなくて本統に一切を肯定することができませうか。

(宮沢賢治、1918年3月13日付、保坂嘉内宛書簡より)

序

優生思想の歴史は古く、西洋哲学史上では、すでにプラトンやアリストテレスに「障害児は遺棄すべき」といった趣旨の発言が見られる。しかし、優生思想が科学技術の発達とも結びついて本格的に顕現してくるのは、やはり近代以降であり、19世紀末の「優生学(eugenics)」という「学問」の登場をひとつのエポックとする。そして現在、国や民族といった集団の利益を重視し、時に強制を伴うような旧来のタイプの優生思想から、「新優生学」や「リベラル優生学」と呼ばれる、現代の民主的な市民を主体とした「個人本位の優生学」へとシフトし、それが先進国を中心に蔓延しつつある。

そして、そうした現状に対する批判の際に依拠される主な思想的根拠としては、キリスト教的伝統を背景とする「生命の尊厳(sanctity of life)」、あるいは「生存権」等といった近代的な「人権(human rights)」の二つが挙げられる。しかし、そうした従来諸根拠に基づいた優生思想批判は、力を持ちえないし、現に効力をもたらしていないのではないか、というのが本論文の根底にある疑念である。キリスト教的伝統を背景とする「生命の尊厳」に関しては、「神の死」

以後の時代である現代においては、リアリティや訴求力を明らかに失っているし、殊にキリスト教（広くは一神教）の文化的背景をそもそも持たない日本においては、なおさらである。一方、「人権」に関してだが、それはまさに西洋近代的な概念であり、むしろ「自己決定権(right to self-determination)」に代表されるような西洋近代的な人権思想自体が「新優生学」を可能にしてしまっているような側面が確実にある。

本論文では、現代における優生思想批判のための倫理を構築する準備作業として、「生命の尊厳」および「人権」という観念の問題点を考察していく。第1節では、「生命の尊厳」の思想は、あくまで西洋的な形而上学に依拠したものであって、実は生命それ自体を肯定しうるような思想ではないということを示したうえで、その思想がもたらしている具体的な問題を指摘していく。第2節では、「人権」の観念は、近代に由来するものではあるが、実はこれも西洋の形而上学の伝統を継承している面があることを指摘し、その観念の虚構性を示す。そのうえで、その観念がもたらしている具体的な問題を指摘していく。第3節では、「自己決定権」という現代社会において強大な力を持つに至った人権に関して批判的に考察する。「自己決定権」という観念において前提とされている「自己」もまた、西洋的伝統を引き継いだ形而上学的実体であり、虚構に過ぎないことを示す。そのうえで、その観念が現代社会において、新優生学をはじめとする様々な問題を引き起こしていることを指摘していく。

1 「生命の尊厳」に関する批判的考察

1-1 「生命の尊厳」は生命それ自体を肯定していない

——ニーチェ哲学からの示唆

周知のように、「生命の尊厳」は、生命はそれ自体内在的な価値を有する、とする考えで、生命倫理や医療倫理においては「生命の質(quality of life)」の対

立概念として用いられることが多い。あらかじめ述べておくと、本論文は、どちらの概念に対しても批判的な立場をとる。その理由は、どちらの概念においても、生命それ自体のリアリティは忘却されているからである。

まず本節では、「生命の尊厳」に対する批判的考察を行いたい。キリスト教的伝統に由来する「生命の尊厳」という観念に対する批判の要点は、「生命の尊厳」という観念においては、実は私たちの生命それ自体が肯定されているのではなく、肯定されているのはあくまで「神」に過ぎないということである。私たち人間は「神」によって創造されたもの——しかも「神」に似せて作られたもの——であるから、その命は神聖だとされる。すなわち、尊厳の根拠はあくまで「神」にあるのであって、私たち人間は、それ自体としては空疎なものに過ぎない。

こうした視点は、ニーチェによるキリスト教批判の中核にあるものでもある。

神とは、一切のまっすぐなものを曲げ、一切の立っているものを回転させる思想である。[……] 一なる者、全なる者、不動なる者、充足せる者、不滅なる者についての、こうした一切の教えを、私は悪と呼び、人間に敵対的なものと呼ぶ！ /すべての過ぎ行かざる者——これは比喩にすぎない！ [……] /しかし、時間と生成については、最上の比喩をもって語らなければならない。それらの比喩は、あらゆる移ろいゆく地上のものの賛美であり、是認であらねばならない。¹⁾

ニーチェによれば、西洋文明の根幹にあるプラトニズム、そして「大衆向けのプラトニズム」²⁾であるキリスト教においては、真に価値あるもの、神聖なるものは、アイデアや神といった形而上学的な実体であって、私たち人間を含む地上の世界、現象界は、副次的な世界、仮の世界に過ぎないどころか、汚れた世界、罪深い世界だとみなされる。この地上の世界は、あくまでアイデアや神といった

形而上学的原理に依拠する限りにおいて、その存在を是認されるのである。しかしニーチェに言わせれば、この地上の世界、現象界は、神という「主体」によって「作られたもの」でも、イデア界という「背後世界」に依拠して成立しているものでもない。この世界は、生成の世界であり、それ自体としておのずから生き生きと輝き現れている。ニーチェにとって、イデアや神といった形而上学的実体は人間によって捏造されたものに過ぎない。そうした捏造されたものを最高の価値として祭り上げ、依存することによって、この地上の存在、私たちの人間の存在は、それ自体としては否定されてしまう。それゆえ、西洋文明の根幹にあるプラトニズムは、この生自体を否定しているという点で、実は最も根源的なニヒリズムであるとニーチェはみなしたのである³⁾。

1-2 「生命の尊厳」という観念がもたらす問題

このように「生命の尊厳」が、実感や身体感覚を伴わない天上的な「観念」（イデア！）に過ぎないということから、様々な問題が生じているように思われる。以下では、「生命の尊厳」という観念がもたらす問題を指摘していきたい。

まず、「生命の尊厳」を説く者にとって、実際に価値あるものは、背後世界にある観念なのだから、同じ神の信仰者同士、同じイデオロギーの信奉者同士にしか、実際のところは、「生命の尊厳」は適用されない。宗教（特にキリスト教などの一神教）が、異教徒や反論者の「生命」「人生」「生活」をいかに軽んじてきたかは、植民地支配をはじめとする人類の歴史的出来事を振り返ってみれば明らかだろう。近年の例を挙げれば、アメリカの中絶論争において、「生命の尊厳」を説いているはずのプロライフ派（中絶反対派）の一部の過激な層が、中絶のための手術や処方を行う医師を殺害するような事件も起こしている。

また、「生命の尊厳」はあくまで観念に過ぎず、実感や身体感覚を伴わないため、陳腐化し、単なるドグマ、「お題目」になりがちである。そして、「生命の

「尊厳」というドグマを上から押し付けられれば押し付けられるほど、また「お題目」として濫用されればされるほど、むしろ人々はそれに冷笑的な態度を取るようになり、結果的には生命の重みに対して懐疑的になってしまうという皮肉な事態に陥っているように思われる。アメリカにおける生命倫理をめぐる論争の例で述べるなら、安楽死肯定派やプロチョイス派（中絶容認派）が「自己決定権」を過剰評価しそれに固執する背景には、「生命の尊厳」をはじめとするキリスト教のドグマを伝統的に上から押し付けられてきたという反発心が根底にあると思われる。安楽死肯定派やプロチョイス派の人々として、生命を大切に思う心情がまったく無いわけではないはずであるが、キリスト教を背景とする「生命の尊厳」のドグマへの反発心のあまり、後にも詳述する「人権」や「自己（個人）」という「新たなドグマ」の方へと反動的に傾いてしまい、硬化し、その結果生命を大切にしない姿勢を強化してしまっているように見える。頑ななイデオロギーは、対立的なもう一つの頑ななイデオロギーを必ず生み出してしまうのだ。

また、こうした硬直化は、生命観・死生観全体の硬直化ともつながっているように思われる。例えば、東洋では生と死を切り離せないものとして——仏教的に言えば不二なるものとして——とらえる傾向が強いが、西洋では、「生」は「死」の対立概念にすぎず、両者は厳しく二項対立する傾向がある。生や死さえ、概念化してしまっているためである。こうした硬直化した生命観は、医療の現場にも様々な問題をもたらしているように思われる。例えば、近年では減少しつつあるものの、生命を支える営みが、無理やりの「延命治療」になってしまうことがある。ここでは、生を支えることが、単に生に対立する「死」を絶対的に忌避する営みになってしまっているのである。一方、人生に少しの苦難がともなっただけで、安易に安楽死・尊厳死を求める風潮が近年高まっている。「生」を忌避し、それと対立する「死」に一切の苦しみなき理想状態（天国！）

を安易に見出しているのである。以上のように、「生」と「死」は、「あれか、これか」の二者択一の対象になってしまうのである。

2 「人権」に関する批判的考察

前節では、「生命の尊厳」に依拠した生の肯定を批判したが、以下では近代的な「人権」の思想に依拠したような生の肯定の理論もまた批判していく。なぜなら、「人権」の観念もまた、あくまでも西洋の形而上学的伝統に根差したものであり、その点においては、「生命の尊厳」という観念と類似しているからである。以下、詳しく見ていこう。

2-1 「人権」の虚構性

「人権」は、現代の先進国においては、疑うことさえ許されない自明の普遍的真理とされている。しかし、果たしてそれは本当に普遍的真理なのだろうか？

「人権」は、言うまでもなく西洋近代に確立した概念であるが、具体的には、アメリカの「独立宣言」とフランス革命の「人権宣言」において、人類に普遍的な人権が宣言されるようになった、というのが教科書的な定説である。しかし、両宣言に目を通してみれば、その背後に西洋的な「神の影」がちらついていることに私たちは容易に気づくことだろう。

まずアメリカの「独立宣言」に関しては、神との関係性は比較的自明である。そこでは、人権は造物主によって付与された天賦の権利とされ⁴⁾、人権の最終的な根拠が神にあることは明白である。

一方、フランスの「人権宣言」は、近代的な自然法思想を背景としており⁵⁾ 一見すると前近代的な宗教的伝統を否定しているようにも見える。中世的な自然法思想を否定するため、神の摂理に代わる依り所として持ち出されたのが「自然(nature)」だった。近代的な自然法思想は、実定法以前に永久不変の人間

の本性(nature)に根差した権利という観念が存在するとする。しかし、そうした本質主義的な発想はまさしく形而上学であり、西洋における「絶対」への志向を体現した虚構に過ぎず、その点においてはやはり神と変わるところがない。近代自然法思想における「自然」は人為によって観念化・イデア化してしまった固定的なものであり、例えばニーチェが説いていたような、おのずから活き活きと生成する自然ではない。自然法思想における「自然」は、「事実存在(existentia)」の要素が抜け落ち、「本質存在(essentia)」のみになった抜け殻のような自然(本性)である。

加えて、近代的な自然権とフランス革命を擁護する論陣を張ったトマス・ペインの所説を見てみると、造物主によって人間が創造された時点まで遡行することによって自然権を確認することができるかと彼は論じている。このように、彼の論においては、キリスト教的な創造説とそれに基づいた「被造物としての自然観」が依然として保持されているのである。トマス・ペインが否定したのは、あくまでも王権や教会——すなわち、神と人間のあいだを仲介すると称してきた者たち——の権威であって、神それ自体ではない。人権の根拠は、最終的には「造物主」としての神にあるのである。⁶⁾

さらに付け加えるなら、「人権宣言」は、その前文において、その宣言が「最高存在(Être suprême)」に依拠するとされている。この「最高存在」は、単に抽象的・理念的な根本原理を表現しているばかりでなく、偶像的な崇拜の対象でもあった。すなわち、フランス革命期には、フランスの各地で、「最高存在」を祭る築山が作られ、巫女たちが「最高存在」を称えながら踊り狂い、その周囲を民衆たちは歓喜の表情で取り巻いていたという。⁷⁾ こうした宗教じみた儀礼も、人権思想の虚構性を象徴する一例だと言えるだろう。

以上のように、「人権」は、あくまでも西洋の形而上学的伝統に根差したローカルなものであり、観念(イデア)に依拠したイデオロギーに過ぎない。その

点においては、「生命の尊厳」という観念とむしろ酷似しているのである。

2-2 「人権」という観念がもたらす問題

一般的に、観念というものには、本来それが生まれ出て機能していたところの具体的な生の文脈を離れて、実体化・絶対化し、ひとり歩きしていつてしまう傾向がある。その結果、プラトニズムやキリスト教に見られる「過剰な観念性」を引き継いでいる「人権」という観念も、「生命の尊厳」という観念がもたらす問題と類似した問題をもたらし、しまっているように思える。

「人間の権利」たる「人権」という観念に含まれる「人間」は、普遍的概念としての「人間」であり、近代的な主客二元論や人間中心主義を思想的背景としている。主客二元論は、かつての「天上と地上の二元論」が変容した側面を有する。すなわち主客二元論においては、理性をその本質とする「人間」が「新しい神」となり、「主体」（基体）として、単なる「客体」「対象」と化した世界を裁き、支配しようとする。主客二元論は、そうした攻撃性を秘めているのである。

人権という観念も、その表層的なイメージとは裏腹に、ある種の攻撃性を潜在させているように思われる。

まず、人権の観念に含まれる本質主義的思考は、異質な者に対する排他性を生み出す傾向がある。すなわち、「～である」という自己同一性を重んじる本質主義的思考は、「～でない」と見なした者たちとの分断をもたらし、「敵」を作り出し、その反動で自己同一性はより強化され、頑なになってしまいがちなのである。

その実例は、フランス革命直後に早くも見受けられる。周知のように、人間の権利を高らかに謳う市民革命は、「人間」や「権利」といった観念の絶対性のもと、すぐさま反対者を粛清する恐怖政治へと変容していった。また、現代の

国際社会においても、アメリカをはじめとする国が、「人権保護」を名目に、他国に軍事介入し、民間人を巻き添えにしてしまう事例がしばしば見受けられる。これらの事例が暗示しているように、人権が認められる「人間」とは、全人類のことを指すのではなく、実質的には、同一のイデオロギーや宗教等を信奉する人々のことである。

さらに、「人権」という観念は、人権思想それ自体は共有しているはずの者同士のあいだにさえも、しばしば調停困難な対立をもたらすことがある。つまり、ある「人権」とそれとは異なる「人権」のあいだの争いが、しばしば先進国には見受けられる。典型的な事例を挙げれば、現代アメリカ社会における中絶をめぐる分断である。プロチョイス派は、女性のリプロダクティブ・ライツという「人権」を強く主張するのに対して、プロライフ派は、胎児の生存権という「人権」を強く主張する。両者の主張は交じり合うことなく、水掛け論に陥り、調停困難なものになっている。

プラトニズムやキリスト教に見られる「過剰な観念性」を引き継いでいる人権の観念は、本来の法的・政治的文脈を逸脱して、現代では肥大化してしまっているように思える。すなわち、人権とは、基本的には「国家をはじめとする社会的強者に対する異議申し立て」という文脈でのみ行使すべき概念であるというのが本論文の立場であるが、現代ではそうした文脈を無視して、「人権のインフレ」とも呼ばれる状態に陥ってしまっているのである。本来ならば、人間生活の中の多くのトラブルは、人間関係のもつれによって生じており、基本的には人間関係のなかで解決がはかれるべき事柄である。そのプロセスにおいては、ひとは摩擦や葛藤などの様々な苦勞を味わざるをえないし、そうした経験を通して思慮深さや様々な力量を育んでいくことも必要とされてくる。ところが、現代人は何でもかんでも「人権」の問題にすることによって、人間関係の面倒な調整を避け、法的問題化し、社会システムに丸投げしてしまうのであ

る（こうした人生の「アウトソーシング」こそは、まさに近代社会の特徴の一つでもある）。そして少なからぬ人々は、生活者としての当事者意識や自省の精神を喪失させていき、一方的に自らの人権を侵害された「被害者」としてのみ自らを表象し、アイデンティファイするようになる。そうした人々がクレーマーと化するまでの距離は、そう遠くはないだろう。

以上、人権について厳しく批判をしてきたが、本論文は人権思想を決して全面否定したいわけでないことは強調しておきたい。先述したように、人権とは、「国家をはじめとする社会的強者に対する異議申し立て」という歴史的な文脈で登場したものであり、基本的にはそうした文脈に限定して行使されるべき概念であるというのが本論文の立場である。現在のような人権のインフレや濫用状態が続けば、人権はむしろその実質を喪失し、陳腐化し、空疎なものとなっていくだろう——前節で述べた「生命の尊厳」がそうであったように。人権に対して必要以上に懐疑的な人々も増えていき、本来人権の名のもと守られるべきもののさえもが守られなくなってしまう恐れもある。人権の安売りは、むしろ人権の本来の価値や有用性を喪失させてしまう危険性を持つのである。

3 自己決定権に関する批判的考察 ——新優生学に抗して

本論文が、常識に反して「人権」を批判する理由の一つは、序でも示唆したように、現代社会における人権の観念の肥大化・万能化が、むしろ優生思想を強化し、結果的に障害者をはじめとする数多くの人々の「生の否定」をもたらしてしまっているような側面が確実にあるからである。その際、特に大きな問題となる人権が「自己決定権」である。以下、詳しく論じていこう。

3-1 「自己」の虚構性

「自己決定権」は、日本では 1990 年代後半頃から一般にも広く使用され始

めたアメリカ由来の言葉であり、現代という時代を象徴するような人権である。アメリカでは、1950年代には医療倫理の文献に“right to self-determination”という言葉が見受けられ、1960年代以降は、self-determinationという言葉こそ用いなくとも、「自分のことは自分で決める」という考え自体は社会に広まっていくようになる。⁸⁾

前節で述べたように、「人間の権利」たる「人権」という観念に含まれる「人間」は、普遍的概念としての「人間」であり、近代的な主客二元論や人間中心主義を思想的背景としていた。自己決定権における「自己」は、「人権」という観念に含まれる「人間」が、いわばアトム化したものだとも解釈できる。すなわち、「自己」は、人間中心主義から個人中心主義への思潮の移行を象徴する観念だと言える。現代では一人ひとりの「自己」が、遂に「神」となったのである。万物に対する「自己」の基体性を象徴する概念が、「決定」という概念である。「自己」という最高の「主体」「実体」が、「自己」に属するとされる生命や生活に対して判断を行い、「決定」を下すわけである。

しかし、本論文の立場からすれば、「自己」や「個人」さえもまた虚構である。「人間」という観念と比較した場合、「自己」はより個別的なものを指示しているため、具体的なものを表現していると私たちは思い込んでしまいがちであるが、「自己」もまた抽象的な観念に過ぎない。現に生きられている自己、真の〈私〉とは、他人や社会や自然環境といった万象との動的関係の中で初めて生起している現象であって、固定的な実体ではない。加えて、実体的な「自己」が主体として認識している世界も、単に客体として対象化された世界に過ぎず、現に生きられているリアルな世界ではない。客体として対象化された世界においては、「生命」もまた、主体から切り離された客体として表象される——まるで、自己自身は生命ではないかのように。そして、その世界で行われる「決定」は、実際のところは、決して「自己」のみに由来しているのではなく、様々な環

境的要因にも大きく左右されているのである。

3-2 「自己決定権」という観念がもたらす問題

こうした「自己決定権」という虚構もまた、現代社会に様々な問題をもたらしているように思われる。

まず、「自己決定権」が絶対視されることによって、「自己」を取り囲む環境側に潜んでいる様々な問題点が隠蔽されてしまう。例えば、安楽死を望む患者がいたとしよう。その患者が死を望む背景として、実際のところは、現代日本の医療におけるペインクリニックの不足であったり、周囲の者からの「迷惑だ」という冷たいまなざしであったり、「自分らしく生きられないのは不幸であり、生きている価値などない」という昨今の社会で流行している人生観などがあるのかもしれない。患者本人が「自分自身で決定したのだ」と心から思っているケースでさえ、そうした環境の影響は免れ得ない。なぜなら、先に述べたように、現に生きられている自己、真の〈私〉とは、他人や社会といった万象との動的関係の中で初めて生起している現象であり、確固たる実体、主体などでないからである。その「決定」は、実際は様々な物事との関わりの中で生起しているはずである。環境側に潜んでいる様々な問題点が解消されれば、その患者はそもそも安楽死を「自己決定」しないかもしれない。それにもかかわらず、自己決定権が絶対的な真理とされることによって、そうした自己決定がなされた背景の異常さは無視されてしまう（要するに、「本人が決めたんだから、別にいいんじゃないか」で済まされてしまう）。こうして、自己決定権は、環境側の問題点を見逃す免罪符として機能してしまうのである。そして、そうした個人の「自己決定」が積み重ねられていくことで、環境側の問題点はより強化されていくことになる。例えば、「他人に迷惑をかけるくらいなら、あるいは自分らしく生きられないのなら、さっさと死ぬべきだ」という考え方が、社会にお

いて疑うことすら許されない絶対的規範となっていくのである。

さて、現代の優生思想の問題についても、同様のことが当てはまる。ナチスドイツをはじめとする「国家」を主体とした旧来の優生学と、現代の民主的な市民を主体とした「新優生学」は全く性質が異なるものであることを強調し、後者を免罪しようとする主張も根強いが、果たしてその主張は正しいのだろうか？ 本論文の関係論的視点から言えば、「国家」と「個人」はいずれも実体ではなく、切り離せないものである（もちろん、力の相対的な強弱は、時代や地域によって異なってくるが）。あの悪名高きナチスドイツでさえ、必ずしもトップダウンで強制的に、無慈悲に優生政策を進めていったわけではなく、国民からの支持も背景の一つとなっていた。例えば「安楽死」計画を推進するきっかけになったのは、障害児の親からの申し出であった⁹⁾。そもそも、ナチス政権自体が民主的な選挙で選ばれたのだということも忘れてはならない。ナチスドイツをはじめとする国家を「絶対悪」とし、その反動を利用して「個人」や「市民」を清廉潔白な者として美化していく思考法は危険である。その「個人」「市民」の善意の中にもまた、小さなナチスやヒットラーが住み着いているのだ。個々人の「障害のある者は不幸であり、生きている価値がない」という考え（イデア）は、社会環境によって養われてきた側面も持つし、そうした一人ひとりのイデアが現代の優生主義的な社会環境を作り出し、強化しているという側面もあるのである。

現代社会では、支配者としての「神」の座に鎮座した「自己」「個人」が、テクノロジーの力も利用しつつ、障害者に限らず利用価値のない者、好ましくない者をどんどん身の周りから排除・消去していつている。「自己」が、対象としての生命の「質」を品定めするようになる（このことが「生命の質」という概念の発生由来の一つだと思われる）。しかし、現代人の多くが後生大事にしている「自己」などは、所詮は優生思想のフランチャイズ、ナチスの支店でしかな

「生命の尊厳」にも「人権」にも依拠しない〈生の肯定〉に向けて

いかかもしれないという内省的視点も持った方がよいように思う——「自分は自立した権利者なのだ」というプライドの高い者ほど、周囲からの影響には鈍感になりがちなのだから。強硬な自己決定権論者であることと蒙昧な大衆であることは、必ずしも矛盾することではない。主体(sujet)は、同時に臣下(sujet)でもありうるのだ。

結語

本論文では、「生命の尊厳」「人権」「自己決定権」という三つの観念に着目し、それらの連続性を強調した。すなわち、それらに共通しているのは、世界の基体としての形而上学的原理を前提としているということであった。

そして、それらの観念において真の生命は忘却されている可能性を示した。それらの観念に依拠することによって、真の〈生の肯定〉は導き出せないように思われる。

<謝辞>

本稿は、JSPS 科研費 23K01931（研究代表者：後藤雄太）の助成を受けて行われた研究の一部である。

註

- 1) F. Nietzsche, *Also sprach Zarathustra*, in: *Sämtliche Werke. Kritische Studienausgabe* Bd.4, Hrsg. von G. Colli und M. Montinari, München, Berlin/New York, 1980, S.110.
- 2) F. Nietzsche, *Jenseits von Gut und Böse*, in: *Sämtliche Werke. Kritische Studienausgabe* Bd.5, S.12.
- 3) ニーチェにおけるニヒリズム論の概要に関しては、後藤雄太『存在肯定の倫理 I ニヒ

「生命の尊厳」にも「人権」にも依拠しない〈生の肯定〉に向けて

リズムからの問い』ナカニシヤ出版、2017年、第2章参照。

4) 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、114頁参照。

5) 同上、130－131頁参照。

6) 駒村圭吾「人権は何でないか」『講座人権論の再定位 5 人権論の再構築』法律文化社、2010年、16－17頁参照。

7) 呉智英「形而上学としての人権思想」『人権を疑え！』洋泉社、2000年、50－51頁。

8) 小松美彦『【増補決定版】「自己決定権」という畏』現代書館、2020年、17－18頁参照。

9) 森下直貴・佐野誠編著『新版「生きるに値しない命」とは誰のことか ナチス安楽死思想の原点からの考察』中央公論新社、2020年、133頁参照。

For “Affirmation of Life” that does not Rely on the “Sanctity of Life” or “Human Rights”: Preparatory Work for a Critique of Eugenics

GOTO Yuta

This study examines the problematic nature of the “sanctity of life” and “human rights” to construct ethics to critique of eugenics in the modern era. In recent years, eugenic thought has spread in Japanese society. Two main ideological bases on which criticism of the status quo is built are modern “human rights,” such as the “right to life,” and the “sanctity of life” rooted in the Christian tradition. However, the “sanctity of life” based on the Christian tradition has lost its reality and appeal in the post-God's death era, and more so in Japan, which does not have a Christian (or, more broadly, monotheistic) cultural background. Nevertheless, “human rights” is a modern Western concept, and an aspect in which the modern Western idea of human rights, as represented by the “right to self-determination,” has itself made the “new eugenics” possible. This study focuses on three concepts: the dignity of life, human rights, and the right to self-determination, emphasizing continuity and commonality. They presuppose a metaphysical principle as the global substratum in common. In these ideas, true life is overlooked, and it seems that true “affirmation of life” cannot be derived by relying on these ideas.